

# 受講資格

講習名	受講資格
<p style="text-align: center;"><b>一般建築物 石綿含有建材調査者</b></p>	(1) 大学において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(2) 短期大学（修業年限3年に限る）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
	(3) 短期大学又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者
	(4) 高等学校又は中等教育学校（中学校ではない）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
	(5) 建築（解体・改修を含む）に関して11年以上の実務の経験を有する者（学歴不問）
	(6) 建築行政又は、環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る）に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(7) 平成18年3月31日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者
	(8) 石綿作業主任者技能講習修了者
	(9) 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
	(10) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
	(11) 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者